

「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見募集における主な意見

知財の価値評価、デザイン関連

- ・ 今後のビジネス価値評価を行う上で、知財（特許権、意匠権、ノウハウ、ブランド、データ、等）の各々の価値評価をどう実施するかといった検討も期待。
- ・ 地域に根ざした銀行や信用金庫をはじめとする金融機関に対し、知的財産の持つ価値や経営に与える効果につき、より一層の普及啓発を行うべき。
- ・ 経営デザインシートの普及にあたっては、知財総合支援窓口、地方発明協会、業界団体の地方部会、弁理士会の地方会等を活用すべき。
- ・ ビジネス創出の場でより機能を果たすツールとなるよう、「経営デザインシート」の検証、必要な見直しが続いて検討されることを要望。
- ・ 経営デザインシートの利用について、伴走型支援を推進するべく、積極的に知的資産経営を導入している行政書士活用の検討を要望。
- ・ 知的財産権法全体の検討を行い、適切なデザイン保護制度の検討を要望。

地方・中小企業

- ・ 「デザイン経営」、「経営デザインシート」といった新たな仕組みについて、地方・中小企業へのさらなる周知化・啓発を要望。
- ・ 中小企業の知的財産活動に大きな役割を果たしている弁理士制度の改善（国際化対応、高齢化対応、一人弁理士事務所対応、弁理士ナビの充実・改善）、財務基盤の弱い中小企業等を対象とした費用の減免制度等の強化・改善、中小企業等が利用する特許情報プラットフォーム等の強化・改善を要望。
- ・ 小規模組織への支援を特許調査も含めた総合的なものに拡大し、今後の施策のなかで小規模組織の知財体制作りをサポートすることを要望。

農水

- ・ 育成者権の権利範囲の明確化等を含む種苗法の改正に向けた議論を加速すべき。
- ・ 品種改良された和牛等の遺伝資源の不正利用に対する制度整備を検討すべき。
- ・ 種苗法改正の方向についての情報を広く発信すべき。
- ・ 第一次産業に関する専門知識を兼ね備えた知的財産人材及び組織の拡充と底上げ、さらに、専門家ネットワーク化の充実を図るべき。
- ・ 農業版知財アクセラレーションプログラム等の立上げにより農業分野の知財戦略構築への支援活動を拡充すべき。

知財創造教育

- ・ 初等教育及び中等教育における、知的財産教育をさらに強化すべき。
- ・ 知財創造教育を定着させ、持続的に発展していくための仕組みを検討すべき。
- ・ 知財創造教育の普及と宣伝を継続的に拡大することを要望。
- ・ 地域において知財創造教育を推進する体制が継続して効果的に機能するよう、あるべき体制、財源について検討すべき。
- ・ 知財創造教育の推進にあたっては、産業財産権と著作権を同様の比重で取り組むことを要望。

- ・ デザイン教育機関へ知財教育を普及するとともに、知財教育について協力を仰ぐべき。

知財人材育成

- ・ 中小企業・スタートアップにおける知財マネジメント人材を育成・活用すべき。
- ・ IP ランドスケープに関する調査研究を行い、その業務を担う人材を育成すべき。
- ・ 革新的中小企業や研究開発型ベンチャー企業などの経営層に対し、先進的な知的財産戦略や知的財産マネジメントを更により一層普及・啓発すべき。

オープンイノベーション

- ・ オープンイノベーション推進に必要となる知財課題を具体的に整理・リストアップすることを要望。
- ・ 地域中核企業、地域大学をつなぐ事業プロデュースチームの設置や、地域の中小企業のニーズを掘り起こし、全国の大学や大企業とマッチングさせる人材の更なる増員を要望
- ・ ライフサイエンス、ヘルスケア産業での産官学・産学・産産 の協創推進施策を要望。

標準化

- ・ 国際標準化に関し、各国がどのような活動をしているのか調査分析を充実すべき。
- ・ 「サービス分野の標準化」に於けるビジネス展開を考えた議論の充実化を要望。
- ・ 知財推進計画 2018 の重点事項 47（国際的なルールや標準の策定に我が国として特に注力すべき分野について検討、システム分野の国際標準化等についての官民連携の在り方について検討）に記載された検討事項について、結果を明示すべき。

産業財産権制度

- ・ 「コト」をベースとしたネットワーク社会において、現行の特許制度が、その機能、役割を十分に発揮しているかについて、あらためて点検するべきではないか。
- ・ 特許権、実用新案権及び意匠権の実効性を担保するため、侵害とみなす行為に用いる「物」にデータも含むように法改正することを検討すべき。
- ・ 医薬品の特許について、その存続期間が延長された場合の効力範囲を明確化すべき。
- ・ 特許審査のスピードだけでなく、審査の質の更なる向上を目指して欲しい。
- ・ AI 関連発明の審査を適正に行うべく、経験則などによって既に知られた知見等についても先行技術調査範囲から漏れないように取組むべき。
- ・ データ構造の特許審査に係る事例の周知につき、更なる事例の追加と国際的な調和を要望。
- ・ 特許庁の AI 技術の活用に向けたアクション・プラン平成 30 年度改定版に基づく取組を一層積極的に進めたいと、他国の特許庁にも展開し協働すべき。
- ・ 特許出願に添付される図面について、カラー図面の提出が可能となるよう変更を要望。
- ・ 包括納付制度を申請した会社の対象案件（納付された案件）について、包括納付制度申請時に希望する出願人には、自動的に、自動納付制度に引き継ぐことができるようにすべき。
- ・ 現行の意匠に関する判定制度は、創作の早い段階でのデザインの類否判断には利用できないため、公的な新しい類否判断制度の導入などの検討を要望。
- ・ 改正意匠法に関し、普及啓発を実施するとともに、審査官の増員等、審査体制についても整備すべき。
- ・ 個人使用目的を悪用した商標権等を侵害した模倣品等の輸入に対して、輸入主体の認定

判断における解釈を柔軟に行うなど、対策が必要。

- ・ 新しいタイプの商標に係る出願について、適切な審査の在り方の見直しとともに、蓄積された審査事例に基づくより具体的なガイドラインを作成すべき。
- ・ 商標審査における「類似商品・役務審査基準」の見直しを要望する。
- ・ ロボットに関する商標区分の明確化と複数区分登録に対する支援を要望。
- ・ 普通名称化した商標等、識別力を喪失した商標の取消し制度の必要性を議論すべき。
- ・ 商標としての利用を目的としない悪意の商標出願の対策を引き続き検討・実施を要望。

不正競争防止法

- ・ データ不正取得等に関する取引実態を集積し、更なる法・指針の改定を要望。
- ・ いわゆる「マジコン」や「カスタムファームウェア」などの技術的保護／制限手段を回避する機器・プログラムについて、税関における効果的な水際取締りの徹底を要望。
- ・ 技術的制限手段の無効化プログラムへのリンク等を、不正競争行為となる技術的制限手段の無効化にかかる情報提供の対象とすることについて、検討の継続を要望。

知財紛争処理システム

- ・ 適正な SEP ライセンス交渉合意を促進する継続的施策やスキームの検討の推進を要望。
- ・ 表層的でない知財紛争処理システムの実態把握を要望。
- ・ 国際調停の実態調査と周知を要望。
- ・ 平成 30 年法改正にて導入された文書提出命令がどのように運用されるかを検証し、第四次産業革命後の証拠収集手続きの在り方について検討することが必要。
- ・ 今後 知財紛争処理システムの見直しを検討する審議会を組織する場合には、知財紛争に豊富な実務知見を有する知財制度ユーザー団体を必ず委員に含めることを要望。
- ・ 最近、知財高裁はじめ裁判所の商標法 4 条 1 項 15 号の混同のおそれについての解釈が極端に狭いと感じる。

国際

- ・ 国家の盛衰に直結する最先端技術分野を具体的に特定の上、当該分野技術の海外流出防止対策が必要。
- ・ 様々な多国間・二国間の通商関連協定を通して医薬品等の特許権存続期間延長制度等の知財保護制度を広めるとともに、適切に運用されていくよう取り組むべき。
- ・ 日本のプレゼンスを維持・向上し、世界の知財制度の整備・発展のリードを要望。
- ・ プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の国際的ルールメイキングの推進を要望。
- ・ グローバルな権利取得に向け、国際的な審査ハーモを日本特許庁主導での推進を要望。
- ・ 新興国での模倣品・海賊版対策では、意匠権、商標権が有効であり、新興国における法律制度の整備の促進の支援を要望。
- ・ 「意匠関係の ASEAN 諸国への審査支援」と「ASEAN 各国のハーグ条約加盟を促進する活動」の実施を要望する。
- ・ 各国の官庁が著名と認めた商標をリスト化して公開することで著名ブランドへのフリーライドや冒認出願を防ぐ仕組み作りを要望。

データ

- ・ 「国際的なデータ流通の枠組みの構築」の適切かつ着実な実行を要望。
- ・ 医療データや健康データ等のビッグデータの共有化・利活用を促進するような法制度に基づくデータ利活用を迅速に進めて、国民への最適医療の提供等を早期に実現すべき。
- ・ 特定検診等情報 DB と介護 DB の連結解析に関する基盤構築に関して、知財面からの課題の検討を要望。
- ・ AI・データの利用に関する契約ガイドラインに関して、各当事者が適切な利益を享受できる実務上の規律を普及させるべく、さらに総合的な施策の検討を要望。

その他

- ・ 知的財産関係訴訟手続の I T 化の取組みを進めるべき。
- ・ 生物多様性条約に関して、今後も各国における生物資源（遺伝資源）の利用と保護が適切に調和されるよう、積極的に関与すべき。
- ・ オープンソースソフトウェアの利活用を促進する制度面の整備、及び企業内でのインフラ整備の啓発・人材育成について、政府の取組みを要望する。
- ・ 知的財産推進計画 2018 の重点事項 26 「知的資産プラットフォーム」について、ニーズを实名で募集し匿名で公表し、シーズを持つ企業等とマッチングする方向性で構築してはどうか。
- ・ SDGs に関わる産業施策には、「健全な事業サイクルをどう構築するか」という視点を取入れ、整理したうえで、知財課題を明確化し具体的な施策を検討すべき。
- ・ 権利者及び消費者からの被害通報に基づき、警察もしくはその他の機関から銀行に口座凍結の要請をできる制度について検討すべき。